

「あの世」観の方が臨死体験の世界に近づいてきたとも捉えられる。「近傍他界」像が現代の死生観になぜ要請されるのかを考察することも意味をもつであろう。

韓国における消極的安楽死と尊厳死

——「死の自己決定権」の行方——

渕上 恭子

二〇一六年二月、韓国において「ホスピス・緩和医療および臨終過程にある患者の延命医療の決定に関する法律」が制定され、二〇一七年八月より施行されることになった。

延命医療とは、心肺蘇生術、血液透析、抗癌剤の投与、人工呼吸器の装着といった、病状の改善に効果がなく、死期を遅らせるだけの医療行為のことをいう。延命医療の中止の対象となるのは、回復の可能性がなく、治療しても回復せず、症状が急速に悪化して臨終過程に入った「臨終期患者」とされている。延命医療の中止が認められるのは、①患者（満一九歳以上）自身が、意識がある時に「事前延命医療意向書」を作成し、延命医療を受けないという意思を表明している場合、②患者の家族（一人以上）の一一致した陳述によつて、患者が延命医療を望まないと判断できる場合、③患者の意思が不明の時は、（患者が未成年者ならば）親権者が延命医療の中止に同意し、（患者が成人であれば）患者の家族全員が延命医療の中止に同意し、担当医と専門医一名がそれを認めた場合とされている。

韓国における「延命医療中止」の法制化の発端となつたのは、一九九七年の「ボラメ病院事件」であった。同年一二月、

硬膜外出血により同病院に救急搬送された患者の妻が、入院費が支払えないため退院させるよう病院側に訴えた。担当医師が退院を許可し、人工呼吸器が取り外されると、患者が呼吸困難に陥つて死亡し、担当医師二名が「殺人帮助罪」で懲役一年六ヶ月（執行猶予二年）の有罪判決を受けた。事件当時の韓国では、医療費の負担能力を理由とした「医師の医学的勧告に反する重症患者の退院」が慣行として認められていたため、医療界に大きな衝撃が走つた。事件後、病院側が刑事处罚を恐れて「延命医療」に固執するようになつたことが、大きな社会問題になつっていた。そのような状況下で、二〇〇一年四月、大韓医師協会が、患者の家族の要請や医師の判断に従つて、回復不可能な患者に対する治療の中止を認める倫理指針を制定し、「消極的安楽死」の合法化に向けて動き始めた。医療界で「延命医療を拒否する権利」が呼ばれる中、二〇〇九年五月、脳の損傷によって植物人間状態が続いていた金某（当時七七歳）の家族が、入院先のセブランス病院に対し延命医療の中止を求めていた民事訴訟で、最高裁が韓国初の「尊厳死」を認め、人工呼吸器を外すよう病院側に命じる判決を言い渡した。この「金ハルモニ事件」によつて「尊厳死」をめぐる論議が活発化し、「延命医療中止」の法制化の機運が高まつた。

「延命医療決定法」と称される同法は、臨終期患者に対する延命医療の中止の決定と、その履行に必要な事項を規定することによって、患者の自己決定を尊重し、患者の人間としての尊厳と価値を保護することを目的としている。延命医療の中止に対する各種の意識調査を見ると、回答者の七割から九割が賛成

しており、多くの国民が同法を支持していると見られる。一方、臨終期患者の延命医療について決定しているのは、主に配偶者と子供で、患者本人が決定する割合は〇・六%に止まつてゐる。また「事前意向書」の作成者の九九%が患者の家族となつており、患者本人が作成する割合は〇・六%に止まつてゐる等、延命医療の中止の決定には、患者本人の意思以上に患者の家族の思惑が大きく関わつてゐる。

このような事柄を考えると、（韓国に限らず）延命医療を受けないという患者の「自己決定」が、家族によつて暗黙裡に強いられた「自己決定」の様相を帶び、患者が自らの意思で「尊厳死を遂げる権利」が、家族に負担をかけないように、「安楽死する義務」に転じる恐れがある。だが、「自殺」が「自死」と、「消極的安楽死」が「尊厳死」と言われるようになった今日、終末期に入つた人間が、自らの意思で「尊厳死」を遂げる権利と義務について再考し、「死の自己決定権」を追求することが不可避の當為となるのではなかろうか。

近年の北米心理学における死と宗教に関する研究について

イーリヤ・ムスリン

本研究は、ここ三十年余りのアメリカを中心とする北米心理学における、死と宗教の関係に関する学術研究を対象とし、宗教全般の成立や発展、機能や働き、維持や存続における死の位置というような大きな理論的問題に関心を置いている。近年の北米心理学の宗教理論における宗教と死の捉え方を整理・分析しながら、これらの研究が抱える問題を指摘し、各理論及び死

と宗教に関する北米心理学の全般的な研究動向における課題と展望を提示することを本研究の目的としている。

本研究における「近年」とは、一九八〇年代初頭以降の時代を指す。一九八〇年代初頭から一九九〇年代初頭にかけて、恐怖管理理論、宗教の合理的選択理論、宗教の愛着理論、進化心理学による宗教論など、現在においても研究が進展している幅広い体系的な宗教理論や理論的枠組みが複数登場した。また、一九八〇年代は、宗教心理学の理論と方法、歴史などを対象とした重要な著作が幾つも現れ、新しい専門誌が創設されるなど、専門書の出版数という点でもアメリカ合衆国の宗教心理学研究が急激に拡大し、盛んになつた時期もある。

本研究が対象とするのは、上述の諸理論に（恐怖理論への反発が発足の基礎となつた）意味管理理論を加えた五つの理論である。これらを選択した理由として、最近に至つても活発な研究活動の中で死関連の問題を取り上げ、宗教研究に大きな影響を与えていたり、論文集において発表された学術論文の数や刊行の頻度が高く、他理論にも刺激を与えていること）、論争あるいは相互補完という形で互いに関係していること、また最近の北米における宗教心理学研究の全体像を把握する上で欠かせない理論的視点であることが挙げられる。

今回の発表では、上記の理論における宗教概念に的を絞り、論者たちの宗教の定義や特殊性、宗教の本質や機能に関する言説を比較しながら、最近の北米心理学研究における宗教の捉え方を分析した。